

## おもな用語の説明

### 火災の種別

- (1) 建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災。
- (2) 林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災。
- (3) 車両火災 原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災。
- (4) 船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災。
- (5) 航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災。
- (6) その他の火災 空地、田畑、道路、河川敷、屋外物品集積場等の火災。

### 焼損程度

- (1) 全焼 建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
- (2) 半焼 建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20パーセント以上のもので、全焼に該当しないものをいう。
- (3) 部分焼 建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の20パーセント未満のもので、ぼやに該当しないものをいう。
- (4) ぼや 建物の焼き損害額が建物評価額の10パーセント未満であり、焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物評価額の10パーセント未満であり、焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

### り災世帯

- (1) 全損 建物（収容物を含む。以下半損、小損において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物評価額の70パーセント以上のもの。
- (2) 半損 建物の火災損害額が、り災前の建物評価額の20パーセント以上で全損に該当しないもの。
- (3) 小損 建物の火災損害額が、り災前の建物評価額の20パーセント未満のもの。

### 出火率

人口1万人あたりの出火件数。

### 年齢区分

- (1) 新生児 生後28日以内の者。
- (2) 乳幼児 生後29日乳幼児以上満7歳未満の者。
- (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者。
- (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者。
- (5) 老人 満65歳以上の者。

### 傷病程度

- (1) 死亡 初診時において、死亡が確認されたもの。
- (2) 重症 傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの。
- (3) 中等症 傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。
- (4) 軽症 傷病の程度が入院加療を必要としないもの。
- (5) その他 (1)～(4)の項目に分類されないもの。